



世界の各地で新型コロナウイルスの感染が報告され、日本でも感染者の数が増え、感染拡大を防ぐ為に色々な策が講じられています。税務申告においても、所得税・消費税・贈与税の申告及び納付期限が3月16日から4月16日へと延長される措置が講じられています。新型コロナウイルスに罹ると、命の危険があるばかりでなく、周りの方々にもご迷惑をかけてしまいますので、不要不急の外出を控え手洗い等の対応策はもとより、体調管理を行いながら日々の業務を行っていきます。

さて、今回のテーマは「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し」です。以前の税制でも、配偶者と離別又は死別した場合において、一定の要件(右ページの図の改正前をご覧ください)を満たす場合には、寡婦(夫)若しくは特別の寡婦として所得税及び住民税の控除がございましたが、次のような問題点があった為、この度の税制改正大綱において改正案が盛り込まれました。

- 問題点
1. 婚姻を前提とした制度である 未婚のひとり親には適用されない。
 2. 事実婚の確認が求められていない 事実婚の状況にある人も制度の対象になる。
 3. 下記のように、男女で控除額が異なる
 - (1)合計所得金額500万円以下、子()あり
 - ・寡婦控除：35万円 ・寡夫控除：27万円
 - (2)合計所得金額500万円以下、子なし
 - ・寡婦控除(夫と死別、夫の生死不明の場合)：27万円 ・寡夫控除：適用無し
 - (3)合計所得金額500万円超
 - ・寡婦控除(扶養親族又は生計一の子あり)：27万円 ・寡夫控除：適用無し
- 総所得金額等が38万円(令和2年から48万円)以下で、他の扶養親族となっていない子 以下同じ
- という問題点を解消するため、次の措置が講じられます。

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
 今月の開催日は4月9日(木)です
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
4月9日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月3日(金)
5月14日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(金)
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)

当社は赤い羽根共同募金寄附付き
 支援プロジェクトに賛同しています。

4月のスケジュール

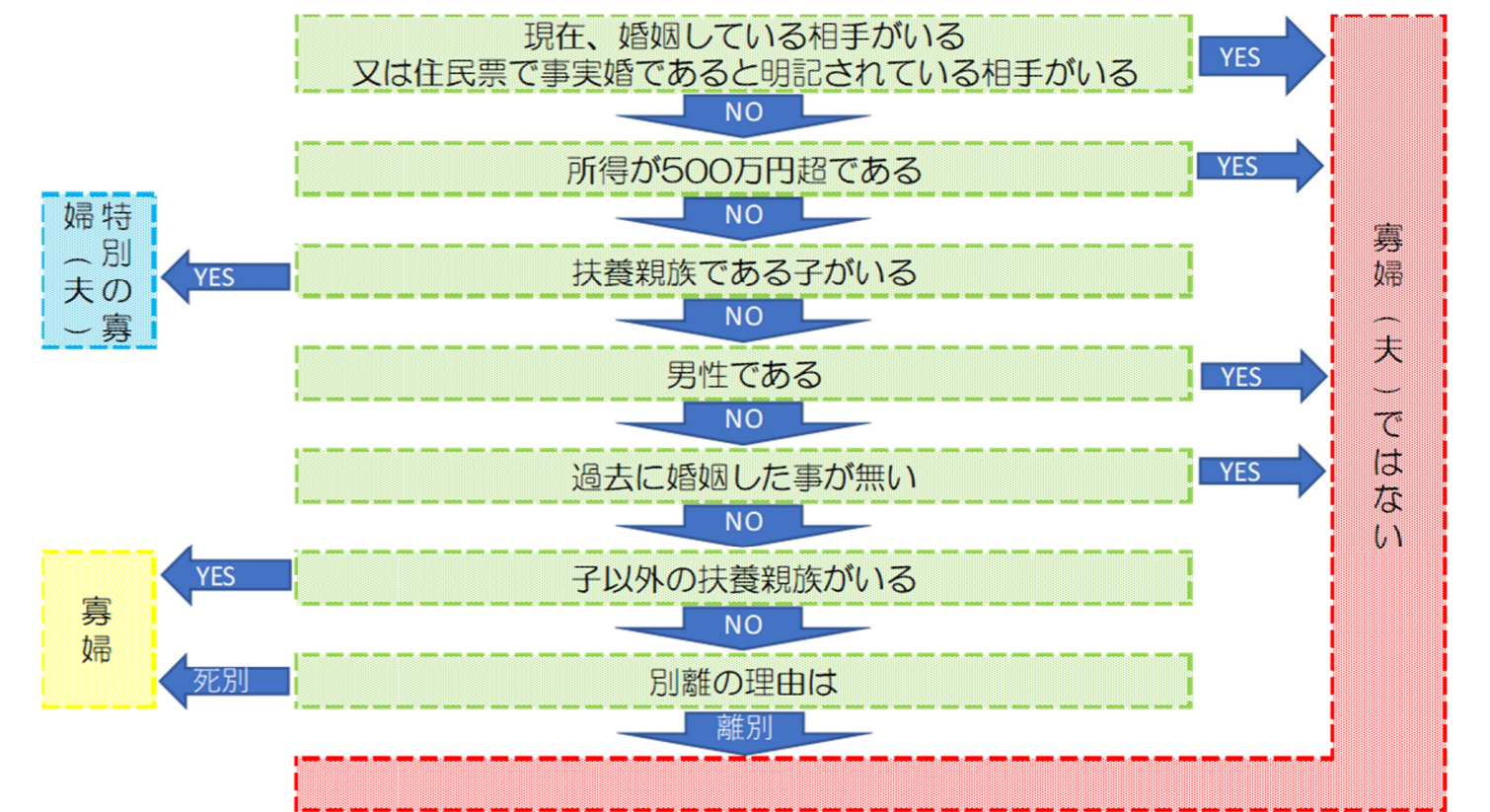
9	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	* 3月分源泉所得税・住民税の納付期限
16	木	* 所得税・消費税・贈与税の申告期限及び現金納付による場合の納付期限
30	木	* 2月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 8月決算法人の中間申告期限及び納付期限 * 3月分社会保険料の納付期限 * 固定資産税(第1期)の納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の11・5月決算法人)

ご注意
 所得税及び消費税の自動振替日が変更となっております。振替日の振替銀行口座残高にご注意ください。
 所得税 5月15日(金) 消費税 5月19日(火)

寡婦控除(女性) 改正前					改正後						
配偶関係		死別		離別		死別()		離別()		未婚()	
本人所得(合計所得金額)		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	35 (30)	27 (26)	35 (30)	27 (26)	35 (30)	-	35 (30)	-	35 (30)
	子以外	27 (26)	27 (26)	27 (26)	27 (26)	27 (26)	-	27 (26)	-	-	-
族	無し	27 (26)	-	-	-	27 (26)	-	-	-	-	-

寡夫控除(男性) 改正前					改正後						
配偶関係		死別		離別		死別()		離別()		未婚()	
本人所得(合計所得金額)		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	27 (26)	-	27 (26)	-	35 (30)	-	35 (30)	-	35 (30)
	子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
族	無し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

上段が所得税、下段が住民税。子は、総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。
 () 住民票において事実婚であることが明記されている場合を除く。部分が今回の改正部分です。
 上記の図をフローチャートに表すと次のようになります。



以前に比べて、控除対象範囲が広がった部分と狭まった部分がございますので、新たに対象となる方や対象から外れる方もおられますので、年末調整等では今一度確認をお願い致します。
 上記内容は、まだ国会承認されておりませんので、変更の可能性がございます。